

「あしぎん ウィングカードローン“Pop-Maison II”」取引規定

第1条（取引方法）

1. 借主は、あしぎん ウィングカードローン“Pop-Maison II”取引規定（以下「ローン規定」という。）及びあしぎんローンカード規定（以下「カード規定」という。）を承認のうえ（以下ローン規定とカード規定を合わせて「本規定」という。）めぶき信用保証株式会社（以下「保証会社」という。）を連帯保証人として、株式会社足利銀行（以下「銀行」という。）とあしぎん ウィングカードローン“Pop-Maison II”の契約（以下「基本契約」という。）を締結します。
2. 基本契約成立の日は、銀行が基本契約に基づく取引（以下「この取引」という。）の開始手続を行った日とします。
3. この取引は当座貸越取引であり、第5条、第6条、第9条及び第10条に定める方法で取引を行います。
4. この取引は、小切手・手形の振出し、又は引受け、もしくは公共料金等の自動支払いを行いません。
5. この取引に使用する銀行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、この取引を中止する場合があります。また、銀行に故意又は重大な過失がない場合には、銀行は免責されるものとします。
6. この取引における取引印は、借主が別途返済用口座として指定する銀行の借主名義の普通預金口座（以下「返済用預金口座」という。）の届出印と同一とし、返済用預金口座の届出印が変更された場合は、この取引における取引印も当然に変更されるものとします。
7. 基本契約は銀行本店のうちいすれか1店のみで一人一口に限り締結できるものとします。

第2条（利用限度額）

1. 借主は、基本契約の契約権度額（以下「利用限度額」という。）の範囲内で繰り返しこの取引による借り入れができるものとします。
2. 銀行は、前項にかかるわざのこの取引の利用限度額を減額又は増額できるものとします。この場合、銀行は更変後利用限度額及び更変日を借主に通知します。
3. 銀行がやむを得ないものと認めて利用限度額を超過して当座貸越を行った場合にも本規定が適用されるものとし、借主は、銀行からの請求があり次第直ちに当座貸越超過額を返済するものとします。

第3条（契約期限等）

1. 借主は、基本契約成立の日（銀行がこの取引の開始手続きを行った日）の1年後の応当日が属する月の月末までの期間、新たに借り入れを行うことができるものとします。ただし、期間満了日の前日までに当事者の一方から期限延長しない旨の意思表示がない場合には、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 借主は、銀行が前条及び前項の審査等のための資料の提供又は報告を請求したときは、直ちにこれに応じるものとします。なお、財産・収入等について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、借主は、銀行から請求がなくとも遅延なく報告するものとします。
3. 期間満了日の前日までに当事者の一方から期限延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - (1) 期間満了日の翌日以降、借主は新たに借り入れはできないものとします。
 - (2) 当座貸越元金・貸越利息額・返済遅延料等（以下「貸越元利金等」という。）は、本規定の各条項に従い返済し、貸越元利金等が完全された日に基本契約は当然に終了するものとします。
 - (3) 期間満了日の翌日以降貸越元利金等がない場合は、期間満了日の翌日には基本契約は当然に終了するものとします。

第4条（満65歳以降の取り扱い）

前条第1項にかかるわざ、満65歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日を最終取引期限とし、以後の期限延長は行わないものとします。なお、満65歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日（最終取引期限）を経過した場合は、前条第3項各号を準用します。

第5条（借入方法）

- この取引による借入は、以下の方法によるものとします。
1. 借主が、カード規定の定めるところによりATMを使用して、この取引の当座貸越口座（以下「カードローン口座」という。）から出金する方法。
 2. 借主が、銀行所定の払戻請求書に自署及び返済用預金口座の届出印を押印のうえ銀行に提出し、返済用預金口座に借入金を入金するよう銀行に依頼する方法。ただし、銀行が認めた場合に限るものとします。
 3. 他の銀行が認めた方法。

第6条（自動融資）

1. 返済用預金口座が、銀行所定の口座振替契約による出金のため資金不足となった場合は、銀行は利用限度額の範囲内での不正相当額を当座貸越として自動的に融資し、返済用預金口座へ振替入金するものとします。ただし、返済用預金口座の資金不足が第8条による約定返済の場合を除きます。
2. 前項の自動融資は、返済用預金口座に総合口座取引規定に基づく当座貸越契約がある場合には、そぞの当座貸越契約の利用限度額を超えた金額について行うものとします。

第7条（貸越利率等）

1. この取引の貸越金の利率は、銀行所定の利率（保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸越利率」という。）とします。
2. 貸越利率は、今後銀行の長期基準金利（以下「基準金利」という。）の変動にともない、毎年10月1日における基準金利と前回基準金利を比較して差が生じた場合には、その差と同一幅で、同年11月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）より貸越利率を引き上げまたは引下げるものとします。
3. 貸越利率は、付利単位を100円とし、前回利息徴収日より前日までの利息を銀行所定の利率、方法により計算し、毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に当座貸越元金に組み入れるものとします。
4. 本契約による債務を履行しなかった場合の遅延損害金の割合は、年19.8%（年365日の日割計算）とします。
5. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、貸越利率及び遅延損害金の割合を変更することができます。この場合、変更の内容は銀行の本支店やホームページ等に掲示するものとし、借主への通知は不要とします。
6. 銀行は、貸越利率を銀行所定の基準及び方法により優遇することができます。この場合、銀行はいつでもその優遇利率の変更又は中止をすることができるものとします。

第8条（約定返済額）

1. 借主は、毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）（以下「約定返済日」という。）に前月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）における当座貸越残高（以下「貸越残高」という。）に応じて次の約定返済額を返済するものとします。

前月5日現在の当座貸越残高	毎月の約定返済額
1万円未満の場合	前月5日現在の当座貸越残高、及び返済日前日までの利息
1万円以上50万円以内の場合	1 万 円
50万円超100万円以内の場合	2 万 円
100万円超200万円以内の場合	3 万 円
200万円超の場合	4 万 円

2. 前項にかかるわざ、約定返済日ににおける当座貸越残高と貸越利息の合計額が前項に定める毎月の約定返済額に満たない場合は、その合計額を約定返済額とします。

3. 約定返済が遅延している場合、借主は新たに借り入れはできないものとします。

第9条（約定返済の自動支払）

1. 前条による約定返済は、自動引落しの方法によるものとします。借主は、約定返済日までに返済用預金口座に約定返済相当額以上の金額を入金するものとし、銀行は、約定返済日に、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず引落しのうえ、返済にあてるものとします。
2. 借主の返済用預金口座への入金が遅延した場合には、銀行は、入金後いつでも前項の取扱いができるるものとします。
3. 約定返済日時点で、返済用預金口座の残高が約定返済の額に満たない場合には、銀行は約定返済の一部にある取り扱いはせず、返済用預金口座からの引落しとは行わないものとします。

第10条（任意返済）

1. 借主は、約定返済のほかカードローン口座に直接入金する方法により、隨時任意の金額を当座貸越残高に充当し返済することができます。ただし、証券類はカードローン口座へ直接入金できないものとします。
2. カードローン口座への入金額が貸越残高を超える場合は、その超過金額を返済用預金口座に入金するものとします。

第11条（期限前の全額支払義務）

1. 借主は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの通知催告等がなくとも、この取引による一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに貸越元利金等の全額を支払うものとします。
 - (1) 約定返済を遅延し、翌ヶ月の約定返済日以降にいたても返済しなかったとき。
 - (2) 保証会社から保証の中止又は解約の申し出があったとき。
 - (3) 支払の停止・破産手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - (4) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 預金その他銀行に対する債務について、仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

2. 借主が行方不明となり、銀行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
3. 借主の次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求により、この取引による貸越元利金等の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金等の全額を支払うものとします。
 - (1) 銀行との取引約定のつづりでも遅延が連れているとき。
 - (2) 銀行との取引約定のつづりでも違反したとき。
 - (3) 借主が振り出した手形の不渡りがあり、又は借主が発生記録をした電子記録債権が支払不能となつたとき。
 - (4) この取引に係る銀行に虚偽の資料提出又は報告をしたとき。

4. 前号のほか銀行の債権保全その他の相当の事由がある場合は、銀行はいつでも借主の新たな借入れを中止することができるものとします。

第12条（貸越の中止）

1. 借主は、前条によりこの取引による貸越元利金等の全額について期限の利益を失った場合は、新たな借入れはできないものとします。
2. 前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他の相当の事由がある場合は、銀行はいつでも借主の新たな借入れを中止することができるものとします。

第13条（解約等）

1. 借主は、この取引を解約する場合、銀行所定の解約依頼書に自署及び返済用預金口座の届出印のうえ銀行に提出すると同時に、直ちにこの取引による貸越元利金等の全額を返済するものとします。
2. 借主に第11条第1項又是第2項各号のいずれか一つでも生じた場合は、銀行はいつでもこの取引を解約することができるものとし、この場合、借主は直ちにこの取引による貸越元利金等の全額を返済するものとします。
3. 第3条により基本契約が終了した場合、銀行はこの取引を解約します。

第14条（銀行による相殺、払戻充当）

1. この契約に基づく債務を履行しなければならない場合には、銀行は、貸越元利金等と借主の預金その他の借主の銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は借主に代わり預金等の払戻しを受け、借主の債務の弁済に充当するこどもできます。この場合には、銀行は弁済した結果を書面により借主に通知します。
3. 第1項による相殺又是第2項による払戻充当を行なう場合において、債権債務の利息及び遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第15条（借主からの相殺）

1. 借主は、既済期による借主の預金その他の借主の銀行に対する債権とを、その債権の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。
2. 前項により借主が相殺する場合には、銀行は借主に代わり預金等の払戻しを受け、借主の債務の弁済に充当するこどもできます。この場合には、銀行は弁済した結果を書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書は、銀行に提出するものとします。
3. 第1項による相殺又是第2項による払戻充当を行なう場合において、債権債務の利息及び遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第16条（債務の返済等にあてる順序）

1. この債務の返済等は第14条より相殺又は払戻充当する場合において、銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその先端に對して異議を述べないものとします。
2. 前条により相殺又は払戻する場合において、銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は、銀行に対する書面をもって順序方法により充当するこどもできます。
3. 借主が前項による措定をしなかつたときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができる、借主はその先端に對して異議を述べることはできないものとします。
4. 第2項の指定により銀行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅延なく異議を述べた上で、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、清算の長短、割引手形又は割引手形記録債権の決済込みなどを考慮し、銀行の指定する順序方法により充当の変更をするこどもできます。
5. 第3項及び第4項によって銀行が担当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行は、その順序方法を指定するこどもできます。

第17条（危険負担、免責条項等）

1. 借主が、既済期による借主の預金その他の借主の銀行に対する債権とを、その債権の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。
2. 前条により相殺又は払戻する場合において、銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は、銀行に対する書面をもって順序方法により充当するこどもできます。
3. 借主が前項による措定をしなかつたときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができる、借主はその先端に對して異議を述べることはできないものとします。
4. 第2項の指定により銀行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅延なく異議を述べた上で、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、清算の長短、割引手形又は割引手形記録債権の決済込みなどを考慮し、銀行の指定する順序方法により充当の変更をするこどもできます。
5. 第3項及び第4項によって銀行が担当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行は、その順序方法を指定するこどもできます。

第18条（成年後見人等の届出）

1. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
2. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主を本人とする任意後見契約について、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
3. 借主又はその代理人は、借主が既に補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、又は借主を本人とする任意後見契約について任意後見監督人の選任がなされている場合にも、銀行に対して第1項及び第2項と同様に届け出るものとします。
4. 借主又はその代理人は、第1項から第3項の各項の届出内容に変更又は取消が生じた場合も、銀行に届け出るに同意するものとします。
5. 第1項から第4項の各項の銀行に対する届出が銀行に到達する前に生じた損害は、借主の負担とします。

第19条（届出事項の変更）

1. 借主又は、氏名、住所その他の銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に対し書面により届け出るものとします。
2. 借主が、前項の届出を怠り、又は銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からならぬされた通知又は書類等が延滞し又は到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第20条（新規及び調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求したときは、信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な資料等を提供するものとします。
2. 借主は、信用状態について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくとも遅延なく報告するものとします。

第21条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に、銀行ホームページへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

第22条（合意管轄）

1. 基本契約、及び基本契約に基づく借主と銀行の諸取引の契約規定は日本法とします。
2. この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会連携等標榜団体又は特殊知能暴力団等、その他これに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営する企業に賃貸するに際しては、銀行が運営する施設等に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (2) 自身もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (3) 自身もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等を利用して便宜を圖るにあたる行為。
- (5) その他前各号に準する行為。

2. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表現・確約に關して虚偽の申告をしたことを判明し、借主とのドローリンク契約を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、所定の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を弁済するものとします。
3. 借主が、住所を変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を延滞する場合に、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は銀行になんらの請求をしません。
5. 銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第24条（会話内容の記録）

- 銀行は、お客さまからのお申し出内容を正確に把握するため、基本契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまとの会話内容を録音により記録し、相当期間保管することができます。

第25条（信託譲渡）

1. 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては「信託」といいます）することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に關して、譲受人（以下本条においては「信託の受託者」といいます。）の代理人によるものとします。借主は銀行に対して、從来どおり本契約に定めに従って元利返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第26条（履行の請求）

1. 債務者は、銀行による保証人およびこれらの方の債務を引き受けた者ならびにこれらの包括承継人のいずれかへの履行の請求が、債務者に対しても効力を生じるものとします。
2. 連帯債務者がある場合の債務者は、銀行による他の債務者およびこれらの方の債務を引き受けた者ならびにこれらの方の包括承継人のいずれかへの履行の請求が、すべての連帯債務者に対しても効力を生じるものとします。
3. 債保人は、銀行が相当と認めるときに担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。

第27条（公正証書の作成）

- 借主および保証人は、銀行の請求があるときは、直ちにこの契約による債務について強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続をとるものとします。このために要した費用は借主と保証人が負担するものとします。

第28条（保証）

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 保証人は、銀行が相当と認めるときに担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 保証人は、この契約による保証債務を履行した場合、代理によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による債務をもつて相殺している他の契約による債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行わないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
5. 保証人は借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。